

江南丹羽環境管理組合障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況の公表について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第6項の規定により、江南丹羽環境管理組合障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況を以下のとおり公表する。

令和3年4月20日

江南丹羽環境管理組合

管理者 江南市長 澤田 和延

評価年度	令和2年度
取組内容の実施状況	<p><b>【各任命権者共通】</b></p> <p>○当該年度において会計年度任用職員の募集を行った。その際、障害者に限定した募集はしていないが、障害者である応募者を念頭においたうえで職員募集を行った。</p> <p>○障害者活躍の場の拡大推進に資するため、大口町障害者就労施設に対し物品の発注を行った。</p>